

兵庫県公報

平成30年6月19日 火曜日 第3012号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成30年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○公印の新調（文書課）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び再開の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	6
○平成31年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（医務課）	7
○市営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（農地整備課）	9
○保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	9
○同 上（同）	10
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	10
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○同 上（同）	11
○公共測量が終了した旨の通知（同）	11
○県道の路線廃止（道路保全課）	12
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	12
公 告	
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	12
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	13
○同 上（同）	13
病院局公告	
○入札公告（県立尼崎総合医療センター）	13
公安委員会告示	
○地域交通安全活動推進委員の委嘱	15
○地域交通安全活動推進委員の解嘱	16
○遊泳区域の指定	16

告 示

兵庫県告示第571号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成30年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成30年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期
男子	平成30年 8月25日 (土)	平成30年 7月 9日 (月) から同年 8月17日 (金) まで	陸上自衛隊千僧駐屯地又は陸上自衛隊姫路駐屯地 (受付時に告知)	試験時に告知	採用予定通知書により告知
女子	平成30年 8月26日 (日)				
男子 女子	平成30年 8月27日 (月)				

2 問合せ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 (神戸防災合同庁舎 4階)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通 4丁目 7-6 (インペリアル・トラストビル 3階)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町 1丁目 27-10 (宮浦ビル 1階)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町 4丁目 1 (神戸留学生会館 2階)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘 7丁目 1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央 1丁目 2-5 (グランドハイツコーワビル 2階)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町 19-3 (第 2 三建ビル 2階)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町篠原町 300 (リトハ加古川 A棟 111 (1階))	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台 1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町 240 (大手前ダイネン BLD)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市旭 1-3 (相生地方合同庁舎 2階)	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町 8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原 980-2 (柏原センタービル 2階)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町 2丁目 1-20	(0799) 24-2449

~~~~~

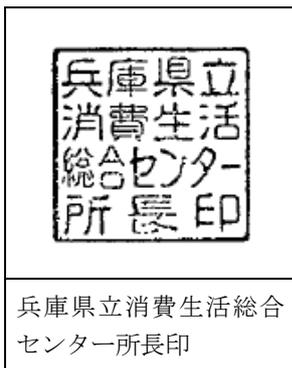
**兵庫県告示第572号**

次に掲げる公印を新調し、平成30年 4月 1日からその使用を開始した。

平成30年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

新調公印の名称及び印影



**兵庫県告示第573号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

| 名 称               | 所在地                     | 指定年月日       |
|-------------------|-------------------------|-------------|
| 洲本まさむねデンタルクリニック   | 洲本市塩屋 1—1—8 イオン洲本店 2階   | 平成30年 4月 1日 |
| サリー歯科クリニック        | 芦屋市翠ヶ丘町15—14            | 同 年 1月 4日   |
| いとう眼科クリニック        | 同 市浜町 9—12              | 同 年 3月 1日   |
| ちえの和訪問看護ステーション    | 伊丹市鴻池 5—6—6             | 同           |
| うえだ歯科医院           | 同 市中野西 4—66 辻田ビル 1階     | 平成30年 4月 1日 |
| ハザマ薬局             | 同 市中央 5—4—1 伊丹中央ビル 1階   | 同           |
| ソヴァニへの訪問看護ステーション  | 同 市瑞ヶ丘 1—44—1—102       | 平成30年 4月 6日 |
| それいゆ訪問看護ステーション別府  | 加古川市別府町中島町26            | 同 月 1日      |
| 青江歯科医院            | 宝塚市中筋 1—1—1             | 平成30年 3月 1日 |
| きただクリニック。         | 川西市小戸 1—2—6             | 同 年 1月 1日   |
| それいゆ薬局            | 同 市萩原台西 1—71 萩原台タウンショップ | 同 年 4月 1日   |
| 訪問看護リハビリステーションとびら | 同 市小花 2—2—12 MHハイツ101   | 同           |
| 西村歯科医院            | 加西市北条町北条887             | 平成30年 3月 7日 |
| 訪問看護ステーションサークル    | 同 市北条町北条43—4            | 同 年 4月 1日   |
| 後藤医院              | 加古郡稲美町国安479             | 同 年 1月 1日   |



**兵庫県告示第574号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び再開の届出があった。

平成30年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

| 名 称                     | 所在地            | 変更内容   |
|-------------------------|----------------|--------|
| 医療法人晴風園伊丹せいふう病院         | 伊丹市鑄物師 5—79    | 医療機関名称 |
| 医療法人晴風園訪問看護ステーションせいふう伊丹 | 同 上            | 同 上    |
| 訪問看護ステーションひかり           | 豊岡市九日市中町232—10 | 所在地    |
| 青江歯科医院                  | 宝塚市中筋 1—1—1    | 同 上    |
| 医療法人社団山名クリニック           | 高砂市伊保崎南 9—8    | 医療機関名称 |

2 廃止の届出があった指定医療機関

| 名 称              | 所在地                         |
|------------------|-----------------------------|
| いとう眼科クリニック       | 芦屋市浜町10—5 タカダメディカルビル1階、3階   |
| アイリス薬局           | 赤穂市東浜町16                    |
| 青江歯科医院           | 宝塚市中筋 1—1—1                 |
| ちえの和訪問看護ステーション   | 同 市末成町19—24                 |
| のぞみ薬局            | 同 市川面 5—1—3 ホワイトストーンギャラリー1階 |
| きただクリニック。        | 川西市小戸 1—2—6                 |
| 京谷医院             | 加西市北条町横尾1091                |
| 北淡路病院            | 淡路市小倉字新小倉153                |
| 後藤医院             | 加古郡稲美町国安479                 |
| 訪問看護ステーションミント    | 同 郡同 町印南1058—238            |
| それいゆ訪問看護ステーション稲美 | 同 郡同 町国岡 2—9—1              |

3 再開の届出があった指定医療機関

| 名 称     | 所在地            |
|---------|----------------|
| みのべ歯科医院 | 加古川市平岡町土山420—4 |



**兵庫県告示第575号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

| 名 称            | 所在地         | 開設者        | 開設者所在地            | 指定年月日     |
|----------------|-------------|------------|-------------------|-----------|
| はまなす苑居宅介護支援事業所 | 豊岡市竹野町須谷433 | 社会福祉法人あそう  | 朝来市山東町一品424       | 平成30年4月1日 |
| のぞみ調剤薬局        | 高砂市末広町5-1-2 | 株式会社ファーマシア | 神戸市北区藤原台南町4-13-10 | 同         |
| グループホーム高寿会     | 川西市久代3-19-1 | 医療法人高寿会    | 大阪府吹田市桃山台2-5-13   | 平成30年3月1日 |
| 丹波市国民健康保険青垣診療所 | 丹波市青垣町沢野114 | 丹波市長       | 丹波市氷上町成松字甲賀1      | 同         |



**兵庫県告示第576号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成30年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名 称                     | 所在地        | 開設者          | 開設者所在地          | 変更内容  |
|-------------------------|------------|--------------|-----------------|-------|
| 医療法人晴風園伊丹せいふう病院         | 伊丹市鋳物師5-79 | 医療法人晴風園      | 川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3 | 事業所名称 |
| 医療法人晴風園訪問看護ステーションせいふう伊丹 | 同 上        | 同 上          | 同 上             | 同 上   |
| 居宅介護支援事業所キリン堂           | 小野市中町498-1 | 株式会社キリンドウベスト | 大阪府吹田市広芝町9-18   | 所在地   |

2 廃止の届出があった指定介護機関

| 名 称                          | 所在地           | 開設者              | 開設者所在地               |
|------------------------------|---------------|------------------|----------------------|
| ごしき地域包括支援センター                | 洲本市五色町都志大日707 | 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 | 神戸市西区曙町1070          |
| ばら公園薬局                       | 伊丹市荒牧6-28-9   | 有限会社ウイングス        | 宝塚市仁川月見が丘5-27        |
| ちえの和訪問看護ステーション               | 宝塚市末成町19-24   | 株式会社福祉ステーションちえの和 | 伊丹市鴻池5-6-6           |
| ちえの和ケアプランセンター                | 同 上           | 同 上              | 同 上                  |
| 有限会社山陽メディカル山陽ケアセンター福祉用具貸与事業所 | 三木市大村1074-159 | 有限会社山陽メディカル      | 神戸市東灘区西岡本2-26-1-1224 |

|                  |                |           |                 |
|------------------|----------------|-----------|-----------------|
| それいゆ訪問看護ステーション稲美 | 加古郡稲美町国岡 2-9-1 | 医療法人社団奉志会 | 加古郡稲美町国岡 3-3-11 |
|------------------|----------------|-----------|-----------------|

3 休止の届出があった指定介護機関

| 名 称              | 所在地          | 開設者       | 開設者所在地            |
|------------------|--------------|-----------|-------------------|
| あしや聖徳園デイサービスセンター | 芦屋市六麓荘町 3-57 | 社会福祉法人聖徳園 | 大阪府枚方市香里ヶ丘 4-17-1 |



兵庫県告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

| 名 称     | 住 所                         | 施術所       | 所在地                      | 指定年月日       |
|---------|-----------------------------|-----------|--------------------------|-------------|
| 平 田 直 也 | 伊丹市瑞原 1-44 ハイソ瑞原103         | えがお治療院    | 伊丹市船原 1-4-14-404         | 平成30年 4月 6日 |
| 山 本 勇   | 大阪府豊中市若竹町 1-7-1             | 山本鍼灸指圧整骨院 | 宝塚市南口 1-6-38 ほーゆーあん100号室 | 同 月 1日      |
| 岡 田 大 輔 | 尼崎市食満 5-20-1-603            | おかだ鍼灸整骨院  | 同 市売布東の町11-5             | 平成30年 3月 1日 |
| 岡 田 全 司 | 宝塚市小林 2-8-11 千種ヶ丘グランドハイソ405 | 同 上       | 同 市中野町 1-9 山田マンション104号   | 同           |
| 八 木 健 介 | 同 市宝松苑 6-5                  | やぎ鍼灸接骨院   | 同 市仁川北 2-9-41 1階号室       | 平成30年 4月 1日 |
| 山 本 達 也 | 淡路市志筑1583-3                 | やまもと鍼灸接骨院 | 淡路市志筑1583-3              | 同 年 3月19日   |
| 坂 上 翔 太 | 宍粟市山崎町金谷400-1               | 坂上鍼灸整骨院   | 宍粟市山崎町金谷408-1            | 同 月 1日      |



兵庫県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により、次の指定施術機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成30年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定施術機関

| 名 称 | 住 所 | 施術所 | 所在地 | 変更内容 |
|-----|-----|-----|-----|------|
|     |     |     |     |      |

|         |                                        |              |                                  |     |
|---------|----------------------------------------|--------------|----------------------------------|-----|
| 高 山 大   | 加古川市加古川町溝之口151<br>— 1 エンブレイス加古川<br>119 | みのり整骨院       | 加古川市加古川町美乃利162—<br>1 アールサンビル1階—B | 所在地 |
| 岡 村 祐 太 | 三木市志染町広野 1—107<br>サンテビル1階              | さーふ整体整骨<br>院 | 三木市志染町広野 1—107 サ<br>ンテビル1階       | 名称  |

2 廃止の届出があった指定施術機関

| 名 称     | 住 所                             | 施 術 所    | 所 在 地                    |
|---------|---------------------------------|----------|--------------------------|
| 岡 田 全 司 | 宝塚市小林 2—8—11 千<br>種ヶ丘グランドハイツ405 | おかだ鍼灸整骨院 | 宝塚市谷口町 1—12 谷口コ<br>—ポ101 |



兵庫県告示第579号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、平成31年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験を次のとおり実施する。

平成30年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験期日、試験科目等

| 学 科                   | 募 集<br>人 員      | 修 業<br>年 限 | 受 験 資 格                                                                                                                                                                                        | 試 験 期 日                                                                | 試 験 科 目                                                                                             |
|-----------------------|-----------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 助産学科                  | 一般<br>20人<br>程度 | 1年         | 保健師助産師看護師法<br>（昭和23年法律第203号）<br>第21条各号のいずれかに<br>該当する女子（本学院入<br>学時において該当する見<br>込みの者を含む。）                                                                                                        | 第1次試験<br>平成31年1月15日（火）<br>午前9時50分から                                    | 学科試験<br>基礎看護学・小児<br>看護学・母性看護学                                                                       |
|                       |                 |            |                                                                                                                                                                                                | 第2次試験<br>平成31年1月16日（水）<br>午前9時30分から                                    | 1 小論文<br>2 面接<br>（第1次試験合格者<br>に限る。）                                                                 |
| 看護学科<br>2年課程<br>（全日制） | 一般<br>40人<br>程度 | 2年         | 准看護師として3年以<br>上業務に従事している者<br>（本学院入学時において<br>該当する見込みの者を含<br>む。）又は学校教育法（昭<br>和22年法律第26号）第90<br>条第1項の規定に該当す<br>る（本学院入学時におい<br>て該当する見込みの者を含<br>む。）准看護師（本学院<br>入学時において当該免許<br>を取得している見込みの<br>者を含む。） | 学科試験<br>平成31年1月17日（木）<br>午前9時50分から<br>面接<br>平成31年1月18日（金）<br>午前9時30分から | 1 学科試験<br>(1) 専門基礎科目・<br>専門科目（准看護<br>師試験に準ずる。<br>看護実践に必要な<br>数学を含む。）<br>(2) 国語（近代以降<br>の文章）<br>2 面接 |

|                       |                  |    |                                                                                                                                   |                                                                            |                                                                                 |
|-----------------------|------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 看護学科<br>2年課程<br>(定時制) | 一般<br>24人<br>程度  | 3年 | 准看護師として3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）又は学校教育法第90条第1項の規定に該当する（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）准看護師（本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。） | 学科試験<br>平成31年1月17日（木）<br>午前9時50分から<br>面接<br>平成31年1月18日（金）<br>午前9時30分から     | 1 学科試験<br>(1) 専門基礎科目・専門科目（准看護師試験に準ずる。看護実践に必要な数学を含む。）<br>(2) 国語（近代以降の文章）<br>2 面接 |
|                       | 社会人<br>16人<br>程度 | 3年 | 次の全てに該当する者<br>1 准看護師として県内の施設で3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）<br>2 本学院卒業後、県内に勤務する予定の者<br>3 平成31年4月1日現在で23歳以上である者           | 学科試験<br>平成31年1月17日（木）<br>午前9時50分から<br>面接<br>平成31年1月18日（金）<br>午前9時30分から     | 1 学科試験<br>専門基礎科目・専門科目（准看護師試験に準ずる。看護実践に必要な数学を含む。）<br>2 面接                        |
| 歯科衛生学科                | 推薦<br>20人<br>程度  | 3年 | 次の全てに該当する者<br>1 県内の高等学校又は中等教育学校を平成31年3月卒業見込みで当該学校長が推薦した者<br>2 調査書の学習成績概評がB段階以上の者<br>3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者            | 学科試験<br>平成30年11月13日（火）<br>午前9時45分から<br>面接<br>平成30年11月14日（水）<br>午前9時00分から   | 1 学科試験<br>国語（近代以降の文章）<br>2 面接                                                   |
|                       | 一般<br>20人<br>程度  | 3年 | 学校教育法第90条第1項の規定に該当する者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）                                                                                    | 第1次試験<br>平成31年1月15日（火）<br>午前9時50分から<br>第2次試験<br>平成31年1月16日（水）<br>午前9時30分から | 学科試験<br>(1) 国語（近代以降の文章）<br>(2) 英語<br>面接（第1次試験合格者に限る。）                           |

2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書（兵庫県立総合衛生学院において、平成30年7月2日（月）から同年12月19日（水）まで配布

する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(定額小為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも、提出期間最終日までの消印のあるもの)に限り受け付ける。

| 学 科           | 区分  | 提 出 期 間                      |
|---------------|-----|------------------------------|
| 助産学科          | 一般  | 平成30年12月3日(月)から同月17日(月)まで    |
| 看護学科2年課程(全日制) | 一般  | 平成30年12月3日(月)から同月17日(月)まで    |
| 看護学科2年課程(定時制) | 一般  | 平成30年12月3日(月)から同月17日(月)まで    |
|               | 社会人 | 同 上                          |
| 歯科衛生学科        | 推薦  | 平成30年10月29日(月)から同年11月2日(金)まで |
|               | 一般  | 平成30年12月3日(月)から同月19日(水)まで    |

(3) 提出先

〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

2,200円(定額小為替)

4 その他

看護学科2年課程(全日制)については、平成32年度入学生から募集を停止し、平成32年度末で廃止することから、今回の平成31年度入学試験が最後の募集となる。

5 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院

電話(078)733-6611(代表)



**兵庫県告示第580号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成30年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市の名称 | 地 区 名 | 縦覧の期間                          | 縦覧の場所         |
|------|-------|--------------------------------|---------------|
| 丹波市  | 今中地区  | 平成30年6月19日から<br>同 年 7 月 9 日 まで | 丹波市役所<br>春日庁舎 |



**兵庫県告示第581号**

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 解除に係る保安林の所在場所

神戸市垂水区下畑町字西関東林山519の130、519の138、519の140

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅



**兵庫県告示第582号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成30年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
洲本市安乎町平安浦字撫9・14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、14の1、字岩戸19の1・20（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第583号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
ハリマ化成株式会社加古川製造所  
加古川市野口町水足671番地の4  
取締役所長 土 田 史 明
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
ハリマ化成株式会社加古川製造所  
加古川市野口町水足671番地の4
  - (3) 排出水の汚染状態及び量

| 変 更 前 後 の 区 分                    |     | 変 更 前   |                                 | 変 更 後            |                                 |
|----------------------------------|-----|---------|---------------------------------|------------------|---------------------------------|
| 排 水 口 名                          |     | No. 2   | No. 1、No. 3～7                   | No. 2            | No. 1、No. 3～6、<br>No. 8         |
| 排 水 量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日)  | 通 常 | 1,848   | 雨<br>水<br>専<br>用<br>排<br>水<br>口 | 変<br>更<br>な<br>し | 雨<br>水<br>専<br>用<br>排<br>水<br>口 |
|                                  | 最 大 | 2,753   |                                 |                  |                                 |
| 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数)       | 通 常 | 7       |                                 |                  |                                 |
|                                  | 最 大 | 5.8～8.6 |                                 |                  |                                 |
| 生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単位 mg/L) | 通 常 | 25      |                                 |                  |                                 |
|                                  | 最 大 | 43      |                                 |                  |                                 |
| 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単位 mg/L)     | 通 常 | 15      |                                 |                  |                                 |
|                                  | 最 大 | 35      |                                 |                  |                                 |

|                                  |    |       |
|----------------------------------|----|-------|
| 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)           | 通常 | 12    |
|                                  | 最大 | 34    |
| 窒素含有<br>量<br>(単位 mg/L)           | 通常 | 2     |
|                                  | 最大 | 10    |
| りん<br>含有<br>量<br>(単位 mg/L)       | 通常 | 0.3   |
|                                  | 最大 | 1.4   |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有<br>量<br>(単位 mg/L) | 通常 | 6     |
|                                  | 最大 | 13    |
| ダイオキシン類<br>(単位 pg-TEQ/L)         | 通常 | 0.5未満 |
|                                  | 最大 | 0.5未満 |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年 6月19日から同年 7月10日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



**兵庫県告示第584号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成30年 3月23日から同年12月28日まで
- 3 作業地域  
神戸市須磨区緑台、垂水区神和台二丁目及び名谷町並びに西区学園東町七丁目地内



**兵庫県告示第585号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、淡路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル1000）、数値地形図データ作成及び更新（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間  
平成30年 5月23日から平成31年 3月29日まで
- 3 作業地域  
淡路市全域



**兵庫県告示第586号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間  
平成30年2月9日から同月28日まで
- 3 作業地域  
西宮市苦楽園四番町68番1地先



**兵庫県告示第587号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止する。  
その関係図面は、平成30年6月19日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 整理番号 | 路 線 名  | 起 点    | 重要な経過地 |
|------|--------|--------|--------|
|      |        | 終 点    |        |
| 60   | 明石停車場線 | 明石停車場  |        |
|      |        | 明石市錦江町 |        |



**兵庫県告示第588号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年6月19日から在来道路の供用を廃止する。  
その関係図面は、平成30年6月19日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路 線 名           | 道 路 の 区 域                             |    |                  |               |    |
|--------------------------|---------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|                          | 区 間                                   | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>明石神戸宝塚線<br>(小部明石線) | 明石市大明石町1丁目2番1から<br>同 市大明石町1丁目1282番6まで | 旧  | 18.0から<br>28.0まで | 238.0         |    |
| 県道<br>明石高砂線              | 明石市本町1丁目2番38から<br>同 市本町2丁目9番21まで      | 旧  | 15.0から<br>22.0まで | 183.0         |    |

公 告

**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ハローズ魚住店  
 所在地 明石市魚住町長坂寺字辻ケ内284-1ほか
- 2 法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要  
 近隣通学路における児童の安全確保のため、北側出入口における警備員の配置及び注意を喚起する看板の設置を求める。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成30年6月19日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 三木市平田字岩ヶ岸16番4、17番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 三木市平田554番地  
 宮崎吉宏
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成30年2月2日  
 兵庫県指令北播(加土)(建)第1-20号(29三木)



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年6月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 たつの市龍野町末政字藪ノ下159番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 神戸市中央区磯辺通四丁目1番38号  
 シティハウス株式会社 代表取締役 土井将樹
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成29年11月24日  
 兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-30号(29たつの)

**病 院 局 公 告**

**入札公告**

下記の調達について次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年6月19日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎総合医療センター院長 平家俊男

- 1 調達内容
  - (1) 調達件名及び数量

県立尼崎総合医療センター医療器材洗浄滅菌業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年9月1日（土）から平成33年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 上記(1)の名簿に「病院内滅菌、内視鏡洗浄、手術室補助、環境測定、検診器具滅菌」等を希望業種として登録されている者であること。

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15の規定を満たし、一般財団法人医療関連サービス振興会による「院内滅菌消毒業務」、「院内清掃業務」、「医療機器の保守点検業務」及び「院外滅菌消毒業務」の認定を受けていること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(5) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 日本国内において、過去5年以内に継続して一般病床200床以上の病院で院内滅菌消毒業務の業務実績を有していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号

県立尼崎総合医療センター経営企画部経理課

電話 (06) 6480-7000 内線4027

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

平成30年6月19日（火）から同年7月3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成30年7月30日（月）午前10時 県立尼崎総合医療センター4階第4会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年7月27日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年7月26日（木）午後4時までに入札しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成30年9月1日（土））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であつて最低制限価格を下回らない最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は入札説明書による。

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第188号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成30年5月29日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会

に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成30年6月19日

兵庫県公安委員会  
委員長 豊川輝久

委嘱をした者

| 氏名    | 連絡先                  | 活動区域       |
|-------|----------------------|------------|
| 山口紀代子 | 葺合警察署 (078) 231-0110 | 葺合警察署の管轄区域 |
| 廣田勝子  |                      |            |

~~~~~

兵庫県公安委員会告示第189号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に定める地域交通安全活動推進委員の委嘱を平成30年5月29日付けで解いたので、公示する。

平成30年6月19日

兵庫県公安委員会
委員長 豊川輝久

委嘱を解いた者

氏名	活動区域
久内由美子	葺合警察署の管轄区域
濱田紀子	

~~~~~

#### 兵庫県公安委員会告示第190号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月19日

兵庫県公安委員会  
委員長 豊川輝久

| 海水浴場の名称  | 所在地                          | 遊泳区域                                                                  | 遊泳区域の指定期間               | 管轄警察署 |
|----------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------|
| 須磨海水浴場   | 神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目 | 神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成30年7月12日から同年8月31日までの間 | 須磨警察署 |
| 林崎松江海水浴場 | 明石市林崎町3丁目及び松江                | 明石市林崎町3丁目及び松江地先の海域で、林崎松江海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域              | 平成30年7月1日から同年8月31日までの間  | 明石警察署 |
| 大蔵海岸海水浴場 | 明石市大蔵海岸通1丁目                  | 明石市大蔵海岸通1丁目地先の海域で、大蔵海岸海水浴場の遊泳場                                        | 平成30年7月14日から同年9月2日      | 明石警察署 |

|                         |           |                                                                    |                         |        |
|-------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------|
|                         |           | のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                                           | までの間                    |        |
| 的形海水浴場                  | 姫路市の形町の形  | 姫路市の形町の形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                  | 平成30年7月1日から同年8月31日までの間  | 飾磨警察署  |
| 白浜海水浴場                  | 姫路市白浜町丙   | 姫路市白浜町丙地先の海域で、白浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                   | 平成30年7月1日から同年8月31日までの間  | 飾磨警察署  |
| 男鹿島立の浜海水浴場              | 姫路市家島町宮   | 姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域               | 平成30年7月2日から同年8月31日までの間  | 飾磨警察署  |
| 男鹿島青井の浜海水浴場             | 姫路市家島町宮   | 姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域              | 平成30年7月10日から同年8月31日までの間 | 飾磨警察署  |
| 兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン | 姫路市家島町坊勢  | 姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成30年7月1日から同年8月31日までの間  | 飾磨警察署  |
| 新舞子海水浴場                 | たつの市御津町黒崎 | たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                | 平成30年6月25日から同年8月31日までの間 | たつの警察署 |
| 丸山県民サンビーチ               | 赤穂市尾崎     | 赤穂市尾崎地先の海域で、丸山県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                  | 平成30年7月16日から同年8月15日までの間 | 赤穂警察署  |
| 福浦海水浴場                  | 赤穂市御崎     | 赤穂市御崎地先の海域で、福浦海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                     | 平成30年7月16日から同年8月15日までの間 | 赤穂警察署  |
| 赤穂唐船サンビーチ               | 赤穂市御崎     | 赤穂市御崎地先の海域で、赤穂唐船サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                  | 平成30年7月16日から同年8月15日までの間 | 赤穂警察署  |
| 気比の浜海水浴場                | 豊岡市気比     | 豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                   | 平成30年7月10日から同年8月23日までの間 | 豊岡北警察署 |

|            |             |                                                        |                         |        |
|------------|-------------|--------------------------------------------------------|-------------------------|--------|
| 竹野浜海水浴場    | 豊岡市竹野町竹野    | 豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域     | 平成30年7月1日から同年9月2日までの間   | 豊岡北警察署 |
| 諸寄・塩谷浜海水浴場 | 美方郡新温泉町諸寄   | 美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成30年7月1日から同年8月26日までの間  | 美方警察署  |
| 三田浜海水浴場    | 美方郡香美町香住区下浜 | 美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域  | 平成30年7月14日から同年8月15日までの間 | 美方警察署  |
| 安木浜海水浴場    | 美方郡香美町香住区安木 | 美方郡香美町香住区安木地先の海域で、安木浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域  | 平成30年7月16日から同年8月16日までの間 | 美方警察署  |
| 佐津海水浴場     | 美方郡香美町香住区訓谷 | 美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域   | 平成30年7月14日から同年8月19日までの間 | 美方警察署  |
| 大浜海水浴場     | 洲本市海岸通1丁目   | 洲本市海岸通1丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域     | 平成30年7月1日から同年8月31日までの間  | 洲本警察署  |
| 岩屋海水浴場     | 淡路市岩屋       | 淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域         | 平成30年7月14日から同年8月19日までの間 | 淡路警察署  |
| 浦県民サンビーチ   | 淡路市浦        | 淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域        | 平成30年7月14日から同年8月19日までの間 | 淡路警察署  |
| 北淡室津ビーチ    | 淡路市室津       | 淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域        | 平成30年7月14日から同年8月19日までの間 | 淡路警察署  |
| 北淡県民サンビーチ  | 淡路市野島臺浦     | 淡路市野島臺浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域    | 平成30年7月14日から同年8月19日までの間 | 淡路警察署  |
| 多賀の浜海水浴場   | 淡路市多賀       | 淡路市多賀地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域       | 平成30年7月14日から同年8月19日までの間 | 淡路警察署  |

|          |                  |                                                             |                             |         |
|----------|------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------|
| 慶野松原海水浴場 | 南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野 | 南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成30年 7月 7日 から同年 8月19日 までの間 | 南あわじ警察署 |
|----------|------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------|